

相良村振興に係る企業誘致・雇用創出に向けた検討プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 相良村の振興については、令和4年7月に知事が相良村を訪問し、住民説明会の場で緑の流域治水の推進とともに、村が目指すむらづくりについても積極的に支援していくことを表明した。これを受け、令和4年10月7日に村から県に対して振興策の提案がなされた。

この振興策のうち、「地域の特性を活かした企業誘致（働く場の確保）」については、村の重点事業に位置付けられており、企業誘致に向けた具体的な方向性や課題等の整理を、県としても村と連携して取り組みを推進していく必要がある。

このことから、「相良村振興に係る企業誘致・雇用創出に向けた検討プロジェクトチーム（以下「相良村雇用創出PT」という。）」を設置する。

(検討項目)

第2条 相良村雇用創出PTは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 相良村の企業誘致・雇用創出に該当する項目について、課題の整理・解決等に向けた対応の検討
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 相良村雇用創出PTは、別表1の職にある者をもって組織する。

2 球磨川流域復興局政策監は、相良村雇用創出PTを総括し、必要に応じて招集する。

3 このほか、個別の課題を検討する際には、別途担当者会議を開催するものとする。

(外部意見の活用)

第4条 相良村雇用創出PTは、必要に応じて外部の有識者等に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 相良村雇用創出PTの事務局は球磨川流域復興局に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）12月19日から施行する。

(別表1)

相良村雇用創出PT 構成員

部局名	職名
企画振興部 球磨川流域復興局	政策監
商工労働部 労働雇用創生課	労働雇用創生課長
商工労働部 企業立地課	企業立地課長
農林水産部 流通アグリビジネス課	流通アグリビジネス課長
球磨地域振興局	局次長
相良村	企画商工課長